

5. 管理人さんについて

(ア) 3階建て以上の市営住宅には管理人さんがいます。管理人さんは、原則としてあなたが入居する住宅と同じ棟に入居している人の中から選ばれています。

(住宅課からの委嘱状によりお願いしています)

(イ) 団地により異なりますが、管理人さんは入居されている皆さんのために、次のようなお仕事をされています。

- ◎共用電気等の共益費の集金管理
- ◎階段や廊下の電灯、ガラスなど共同施設の管理
- ◎団地内の清掃・草刈や除雪などのお世話
- ◎市からの回覧文や掲示物の取り次ぎ、連絡調整など



(ウ) 管理人さんには、団地内の苦情やトラブルを絶対に持ち込まないでください。

※苦情やトラブルは直接、当事者同士で解決するか、住宅課までご相談ください。

(エ) 管理人さんを選ぶ方法は、廻り順番等それぞれの団地によって選び方が異なります。

あなたも、入居期間中に管理人さんとして、皆さんのためにお世話していただくことがありますから、そのときはよろしく願いいたします。

